

令和3年度

定期監査等結果報告書における意見及び対応状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の意見の要旨	対応状況	対応内容	対応通知日
1	定期監査	政策局	企画政策室	姫路市まちづくり振興機構に対する短期貸付金について、これまで適宜見直しを行い、減額をされているところではありますが、総務省策定の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」において、「地方公共団体が第三セクター等に対して短期貸付けを反復かつ継続的に実施することは、本来は長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきであって制度の趣旨を逸脱しており、他の方策による公的支援に移行することが必要である。」とされていることから速やかに見直しを行うことが必要と考えます。	対応予定	短期貸付については、機構の資金需要を把握しつつ、播磨臨海道路網の整備状況や姫路ウォーターフロント株式会社の経営状況等、同機構を取り巻く状況も考慮しながら、見直しに向けて引き続き貸付額・貸付期間・他の方策等についての協議・検討を進めてまいりたい。	R4.4.28
2	出資団体監査	政策局	企画政策室	【一般財団法人姫路市まちづくり振興機構】 姫路市まちづくり振興機構においては、債務超過の状態が続いている姫路ウォーターフロント株式会社に対し、継続的に短期貸付けを行っており、財政リスクを負っている状況であるため、実態に即して長期貸付けによる対応を検討するほか、姫路市及び姫路ウォーターフロント株式会社と協議の上、年次計画を策定し、姫路ウォーターフロント株式会社の債務超過解消に向けた具体的な対策を実施するよう要望します。	対応予定	姫路ウォーターフロントに対する短期貸付については、監査における意見を踏まえ、同社筆頭株主である姫路市とも協議のうえ、長期貸付など実態に即した対応を検討してまいりたい。 また、姫路ウォーターフロントの債務超過解消に向けた対策については、姫路市が策定した経営健全化方針との整合性を見ながら、機構、姫路市及び姫路ウォーターフロントの3者が共同責任の主体として検討のうえ実施してまいりたい。	R4.4.28
3	出資団体監査	政策局	企画政策室	【姫路ウォーターフロント株式会社】 姫路ウォーターフロント株式会社については、令和2年度（第32期）決算報告書では単年度黒字になっているものの、多額の累積欠損金があり、依然として債務超過の状態が続いています。ゴルフ場事業において今後大幅な収益の増加は見込み難しく、また、単独での営業努力等による早期解消も困難であると考えられるため、主要な出資者である姫路市及び姫路市まちづくり振興機構と協議の上、年次計画を策定し、債務超過解消に向けた具体的な対策を実施するよう要望します。	対応予定	当ゴルフ場の事業は、経営努力により黒字経営を継続しているが、拡大収益をあげ、短期間で債務超過を解消することは困難である。 このため、播磨臨海地域道路の進捗状況も見据えながら、平成31年3月に経営健全化方針を策定している姫路市及びゴルフ場資産所有者である姫路市まちづくり振興機構と引き続き経営に係る協議・検討を進めてまいりたい。	R4.4.28

令和3年度

定期監査等結果報告書における意見及び対応状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の意見の要旨	対応状況	対応内容	対応通知日
4	定期監査	市民局	名古屋山霊苑管理事務所	名古屋山霊苑、姫路西霊苑及び片山霊園のえい地清掃事業費については、新規墓地区画貸付時に徴収するえい地清掃手数料収入を充当し、余剰分については、姫路市霊苑えい地清掃基金に積立てを行ってきた。近年、墓地区画の新規貸付数が減少してきており、手数料収入でえい地清掃費を賄えない状況が予測されるため、不足分については、当該基金の活用を図られたい。	対応予定	市が管理する3霊苑（園）の利用状況を直近の3か年でみると、墓地貸付区画の返還数は、令和元年度86件、2年度69件、3年度76件であり、墓じまいは増加傾向にある。一方で、新規墓地貸付区画数は、同様に62件、65件、73件と一定の市民ニーズはあると伺える。 したがって、今後は、3霊苑について一層のPR促進を行うほか、利用方法の充実を図り墓地を安定的に提供できるよう努めたい。なお、当該基金の活用については、現時点では未着手であるが問題認識はしている。現在、霊苑事業の都市局から市民局への移管を検討する中で、特に姫路西霊苑の遊休地の利活用について課題整理する必要があるほか、えい地清掃手数料の料金改定も視野に入れているため、これらの点を含め総合的に勘案した上で、当該基金活用の必要性を見ながら適切な時期に条例改正を検討したい。	R4.5.9

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の意見の要旨	対応状況	対応内容	対応通知日
5	定期監査	教育委員会事務局	教職員課	<p>学校徴収金は教育活動において必要となる経費のうち保護者等が負担する教材費等の経費であり、その管理と取扱いは学校長に信託されているもので、公費に準じて適正な会計処理が求められる。各学校では、学校徴収金取扱マニュアルや兵庫県教育委員会策定の学校徴収金事務取扱要綱にのっとり会計処理を行うことになっているが、マニュアル等と異なる取扱いや事務誤りが散見されるのが現状である。</p> <p>適正な会計処理の実施のためにマニュアル等の見直しやチェック機能の充実化を図るなど、各学校における内部統制が有効に機能するよう努められたい。</p> <p>また、学校徴収金に関する事務が教職員の負担となっていることも事実であることから、他都市の事例やICT技術を活用しながら学校徴収金のシステム化についても調査研究されたい。</p>	対応済	<p>学校徴収金取扱マニュアルを見直し下記の内容について明文化するとともに、支出決裁書の様式も見直した。さらに、各学校長に対して所属教職員に周知し、適正な会計処理を指導するよう通知をした。</p> <p>&lt;見直し内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検取の際、原則として納品書、請求書を求めることとし、必ず複数が立ち会い押印する。納品書が未添付の場合は、支出決裁書に複数人の検取確認印を押印すること。</li> <li>・支出決裁においては、支出決裁書等に納品書・請求書・領収書を添付すること。</li> <li>・また、教職員による立替払いは行わず、原則資金前渡で支出し、戻入処理をすること。やむを得ず立替払いを行ったときは県教育委員会の「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき適正に処理すること。</li> </ul> <p>また、給食費の公会計化に伴い、導入された学校徴収金システムについて、事務負担軽減につながる他の利用についても今後研究を進めていく。</p>	R4.4.14